

# 変更届の提出が必要です！

沖縄市で保育無償化（施設等利用給付）の認定を受けている方で申請内容に変更があった場合、その都度変更届が必要となります。

下記事由の発覚・発生から **1カ月以内**に変更届をご提出ください。

※変更の事由により、変更届以外の書類が必要な場合があります。

- ・退職した、転職した
- ・就労時間や出勤日数が変わった
- ・産前産後休暇の取得予定
- ・婚姻した、生計同一者<sup>（世帯は別だが生計を共にしている方  
事実婚の方、外国人の方など）</sup>が増えた
- ・沖縄市外に転出予定<sup>（認定取消申請書が必要です）</sup>
- ・その他申請内容に変更等があれば**随時**  
**（提出の判断に迷う場合は必ずお問い合わせください）**



## ※ 注意 ※

- ・変更届の提出がなく、給付対象の条件に該当しないことが発覚した場合、**認定は取り消され過去に支給された給付金の返還請求**となる可能性があります。速やかに変更届をご提出ください。
- ・**虚偽の申請**であると発覚した場合も同様の対象となります。

変更届や追加書類は  
窓口または電子申請にて提出可能です→



【問い合わせ】

沖縄市役所 こどものまち推進部 保育・幼稚園課 支援係 本庁2階

☎098-939-1212（内線：3173）